

令和5年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年3月9日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊 元喜	住民課長	前田 武博
副町長	飯田 潤一郎	福祉課長	才所 潤一
教育長	富山 拓二郎	建設課長	樋口 信吾
企画課長	丸山 英明	建設課参事兼 国県道対策室長	園田 和広
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田 健	産業課長兼 農業委員会事務局長	井上 新五
会計管理者兼 税務会計課長	中島 久見	教育委員会事務局 子ども課長	樋口 尚寿
環境課長	小松 朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾 勝昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野 昌文	書記	栗原 郁江
議会事務局係長	丸山 順子		

10. 議事日程

日程第1	議案第1号	広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結について
日程第2	議案第2号	広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第3号	広川町職員定数条例の一部改正について
日程第4	議案第4号	広川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第5	議案第5号	広川町附属機関に関する条例及び広川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第6号	広川町財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第7号	広川町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第8	議案第8号	広川町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	議案第9号	広川町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第10号	広川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第11号	広川町子ども・子育て会議条例の一部改正について
日程第12	議案第12号	広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第13 議案第13号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第16号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に
ついて
- 日程第17 議案第17号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第18 議案第18号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）につ
いて
- 日程第19 議案第19号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第20号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 議案第1号

○議長（野村泰也）

日程第1. 議案第1号 広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結についてを
議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。

議案第1号

広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結について

広川町立小中学校電子黒板追加購入について、次のように契約を締結するものとする。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町立小中学校電子黒板追加購入
- 2 契約額 1,037万5,200円
- 3 契約の相手方 福岡県福岡市博多区店屋町5番18号
富士電機ITソリューション株式会社
福岡支店

支店長 三島 清治

提案理由

広川町立小中学校電子黒板追加購入のため、随意契約により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第1号 広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

日程第2 議案第2号

○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第2号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第2号

広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

町財政事情を考慮し、町長給料の減額を行うため、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第2号の内容説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

改正条例案によって御説明させていただきます。

本条例制定附則第29項に令和5年4月1日から同年5月21日を期間として、町長の給料月額を本則第3条の規定にかかわらず、別表第1の給料月額から100分の5を乗じた額を減じた額とする旨の規定を加えるものでございます。

この条例は4月1日から施行することを附則によって規定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第2号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第3号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第3号 広川町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第3号

広川町職員定数条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

定年延長制度の導入に伴う雇用形態の変化により、職員定数の整理を行う必要があるため、

本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第3号の内容説明をさせていただきます。

議案書の6ページから8ページまでは改正条例案になっておりますが、9ページからの新旧対照表にて御説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

第1条の改正につきましては、町長の提案理由にありまして、定年延長が開始されることに伴い、定数に含まれる職員の定義を明確化し、一般職の常時勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を定数内の職員としようとするものです。

第2条につきましては、職員の定数を規定する条文になりまして、第1項において定数を145人、そのうち兼任を25人とし、実質的な定数を120人とするものでございます。

第2項につきましては、職員の定数は常時勤務職員の数と定年前再任用短時間勤務職員の数の合計の数とし、定年前再任用短時間勤務職員の数は週の勤務時間の割合によって計算するように改めるものでございます。

第1号から第9号につきましては、それぞれの事務部局の職員定数を規定するものでございます。

10ページをお願いいたします。

現行条例の第2項の兼任の規定は、第2項の各号に括弧書きで規定したために削除し、第3項につきましては、引用条文番号の修正と法律番号の削除を行うものでございます。

第4項は、引用条文番号の修正を行うものです。

第3条につきましては、各事務部局の職員の配分について定めた条文で、第2条第2項各号の事務部局内の職員の配分はそれぞれの任命権者が定めることとするものでございます。運用上の変更はございませんが、条文の見直しを行ったものでございます。

第4条につきましては、病気休職者、育児休業者など第2条第3項各号の職員が予定より早期の復帰、育休終了後に短時間の勤務ができるなど、働き方の多様化などの理由により職員定数を超えた場合には、当分の間この職員を定数外とすることができることを定めたものでございます。

議案書7ページをお願いいたします。

この改正条例につきましては、附則第1条によりまして、令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条につきましては、定年延長の経過措置による暫定再任用短時間勤務職員は定年前再任用短時間勤務職員とみなす経過措置を規定しております。

第3条は、施行日から令和8年3月31日までは、第2条第1項第1号の町長の事務部局の定数「88人」を「91人」とし、第10号の合計「145人」を「148人」に読み替える経過措置を設けるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第3号 広川町職員定数条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第4号 広川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第4号

広川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

議案第4号について御説明をいたします。

令和3年個人情報保護法の改正のうち、デジタル社会形成整備法第51条による改正に係る部分が令和5年4月1日から施行されます。今年度までは広川町個人情報保護条例により運

用を行っていくこととなりますが、この改正によりまして、来年度からは個人情報保護法により運用解釈を行っていくこととなります。今回の条例案につきましては、個人情報保護法の施行に伴い、必要な条例整備を行うものでございます。

条例案について御説明いたします。

議案書12ページをお願いいたします。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定しています。

第2条につきましては、定義についての規定でありまして、第1項で本町の実施機関の定義を、第2項で条例で使用している用語は個人情報保護法の用語の例によるという規定を設けております。

第3条につきましては、地域の特性その他の事情に応じて配慮を要する個人情報として、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例第8条に規定の記述を条例要配慮個人情報とするものでございます。

第4条は開示決定等の期限を定めたもので、原則的に15日以内に行うことを第1項に、事務処理上困難な場合には30日以内に限り延長できることを第2項に定めております。

本条及び第5条、第7条につきましては、法定期間より短くするために条例を制定するものでございます。

13ページをお願いいたします。

第5条は、開示請求における保有個人情報が著しく大量であり、事務遂行に支障があるため、45日以内に全ての開示決定ができない場合は、できる部分までの開示決定を行いまして、残りの部分については相当の期間内に開示決定ができる旨を規定するものです。

第6条は手数料を定めるもので、開示のみは無料であること、写しの交付は費用負担が必要なことを記載しております。

第7条には個人情報の訂正決定等の期限、第8条には利用停止決定等の期限について規定したもので、ともに請求日から15日以内に決定をしなければならないこと、相当の理由がある場合には30日以内に限り延長ができることを定めております。

第4条、第5条、第7条、第8条の期限を延長する場合には、書面によってその理由等を通知しなければならないということを規定しております。

第9条は規則への委任の規定になります。

本条例につきましては、附則第1条により、デジタル社会形成整備法附則第1条第7号に掲げる規定の施行日であります令和5年4月1日から施行するものでございます。

現行の広川町個人情報保護条例は、附則第2条において廃止をいたします。

附則第3条には経過措置として、第1項に旧条例の廃止の施行前後に伴う守秘義務について、第2項に旧条例廃止前の各種手続等は旧条例の適用となることを、第3項から第6項は旧条例廃止前に保有していた保有個人情報を旧条例廃止後に他人等へ提供した場合の罰則規定などを定めたものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

先日、報道で、自衛隊員の募集のために札幌、旭川、帯広の3市が6万人の個人情報を提供していたという報道がありました。令和4年度、1,741の市区町村のうち962の自治体が18歳から32歳の氏名や住所、性別、生年月日の情報を防衛省に提供したとされています。このようなことは個人情報保護条例に関してどのように考えますか。また、広川町はどのように対応しているか、お願いします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

ただいま御質問の個人情報保護条例の取扱いについて御説明をさせていただきます。

現行の個人情報保護条例におきましては、第9条に目的外利用等の制限という見出しで条文がございます。原則的には、利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用や提供を禁止しております。ただし、法令に基づく場合は例外的に提供できるということにしております。

4月1日以降の町条例廃止後におきましても、個人情報保護法第69条に利用及び提供の制限という規定がございます。そこには、法令に基づく場合を除き、保有個人情報を提供してはならないとされていることから、法令に基づく場合は提供し得るものと解釈されているところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（丸山英明）

現状の自衛隊への情報提供について、企画課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど総務課長からもありましたように、自衛官募集に関しましての直接的な法定根拠につきましては、自衛隊法第97条第1項で、町長は政令で定める自衛官等の募集に関する事務を行うとされておりまして、自衛隊法施行令第120条におきまして、募集に関し必要があると認められるときは、町長に対し、必要な資料等の提供を求めることができるという条文を根拠に提供いたしております。

防衛省人材育成課長、総務省の住民制度課長の連名で出されております「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提供について」という文書におきましても、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条を根拠に住民基本台帳の一部の写しを提供可能という見解が示されております。

広川町におきましては、例年4月から5月にかけて自衛隊福岡地方協力本部より住民基本台帳の一部の閲覧請求がされております。請求内容といたしましては、高校卒業予定者及び大学卒業予定者に該当する年代の氏名、生年月日、性別、住所の4情報となっております。町といたしましては、紙媒体での閲覧をしていただいております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第4号 広川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第5号 広川町附属機関に関する条例及び広川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第5号

広川町附属機関に関する条例及び広川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、広川町附属機関に関する条例（昭和48年広川町条例第23号）及び広川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成20年広川町条例第13号）の一部を改正するため、本条例を制定するものである。

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、議案第5号の内容について御説明させていただきます。

議案書17ページをお願いいたします。

この改正条例案は、ただいま御決定いただきました広川町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴う関係条例の改正議案となります。

改正の対象につきましては、先ほどありましたとおり、広川町附属機関に関する条例、広川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の2つでございます。

第1条につきましては、現行の個人情報保護条例に規定しておりました個人情報保護審査会を4月1日以降も引き続き設置するために、別表中に町長の附属機関として追加を行うものでございます。

第2条は、指定管理者の指定の手続等に関する条例第10条の秘密保持義務の条文におきまして、指定管理者の個人情報保護の根拠を町条例から個人情報保護法に改めるものでございます。

この条例は、デジタル社会形成整備法第51条の施行の日である令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第5号 広川町附属機関に関する条例及び広川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第6号 広川町財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第6号

広川町財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例の一部改正について
標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

ポツダム政令により町の帰属となった財産のうち、認可地縁団体が引き続き管理するものについて、当該団体に譲与できるようにするため、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、総務課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

議案第6号の内容説明を行います。

地方自治法におきましては、町が所有する財産につきましては、条例で定める場合、または議会の議決による場合を除き、正当な対価なくして譲渡してはならないということとされております。本町におきましては、広川町財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例第3条におきまして、普通財産の譲与、または減額譲渡ができる場合として、公共事業などに限って規定しているところです。

今回の条例改正につきましては、戦前、行政区などの集落で利用してきた土地で、行政区の名前で表題登記されている土地のうち、昭和22年5月に発令された、いわゆるポツダム政令によりまして町に帰属することになった土地について、本来の所有者である行政区に無償で譲渡できるようにするために改正をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

普通財産の譲与、または減額譲渡について規定しております本条例第3条に新たに第5号として、いわゆるポツダム政令第2条第2項の規定により本町に帰属した財産のうち当該政令の施行前から引き続き地縁による団体が管理しているものを当該地縁による団体に譲与することができる旨の条文を追加するものでございます。

附則によりまして、この条例は、公布の日から施行するものと定めております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第6号 広川町財産の交換、譲与、無償貸付に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第7号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第7号

広川町国民健康保険税条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

国民健康保険税の税率を改正するため、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、議案第7号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

改正の趣旨としましては、平成30年度から福岡県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に国民健康保険の運営を行っておりますが、将来の保険税率の県内均一化を見据え、令和3年度の国民健康保険税から資産割をなくし、その減税分を所得割、均等割、平等割で補うため、令和7年度まで5か年計画で税率の見直しを行っております。今回はその3年目になります。また、本町の国民健康保険事業の健全な運営を図るため、所得割の税率の引き上げも行っております。

今回の改正によりまして、令和4年度、令和3年分の所得が変わらない条件で試算しますと、国保加入世帯約2,600世帯のうち約2,000世帯が増額、合計で約9,000千円の健康保険税収入の増加と試算しております。

内容につきましては、34ページの説明資料の表により説明させていただきます。

34ページをお願いします。

上の表が現行で、下の表が改正後（案）になります。左の縦の欄が上から医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分、横の欄がそれぞれの所得割、資産割の率と均等割、平等割の金額になります。

本条例の改正は、国民健康保険税の算定における医療保険分の所得割の税率を0.5%引き上げ、7.2%に、資産割を8%引き下げ、14%に、均等割を1千円引き上げ、27千円に、平等割を500円引き上げ、29,500円とするものです。

27ページから33ページの新旧対照表は、ただいま御説明した内容と各種軽減額、所得に応じての7割、5割、2割の軽減額で影響があるものを記載しております。

続きまして、25ページを御覧ください。

附則です。この条例は、令和5年4月1日から施行します。

26ページは適用区分です。この条例による改正後の広川町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ただいま説明をしていただきました。資産割を廃止して、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割についての改正を行うということです。

広川町の事業納付金は、本年度28,000千円の増加で682,000千円、その状況の中で前期高齢者が増えたり、被保険者は減少したり、医療費は増えるという見通しの下、この税率の提案と理解します。

一方、県のほうの財政を見てみますと、ある資料では、2020年度の県の国保財政は単年度収支で15,296,000千円の黒字です。2019年度が66億円の赤字だったので、トータルしますと219億円の黒字となっています。一方、市町村から納付する事業納付金は63億円の増となっています。

各市町村の財政状況はどうかというふうに見てみますと、全体では基金が増えたという状況もあるようですが、基金がゼロという市町村も21市町村、前年度繰上充用金、結局赤字ですけど、その赤字のある市町村が2019年度は13、2020年度は10というふうになっています。

この県の財政と市町村の財政を見て、どんなふうにするのかというのが気になりますけれども、県は先ほどの説明にもありましたように税率を統一するとか、標準保険料も提示してありますし、法定外繰入れも禁止するようという指導を行ってきています。このような内容は県議会で取り扱われるということでしょうか。町の意見を反映するような場がございますでしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

最終的には県議会で決まるものと承知しておりますけれども、調整の場といいますか、意見を言う場としましては、福岡県国保共同運営協議会というような場もありますので、そういった中で調整をしていきながら決定していくものと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第7号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第8号 広川町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第8号

広川町国民健康保険条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正による出産育児一時金の額の改正に伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、議案第8号 広川町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

議案書38ページの資料により説明いたします。

国民健康保険に加入している人が出産したとき、町から出産育児一時金を支給します。今般、社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で500千円に引き上げるべきとされました。その議論に基づき健康保険法施行令の一部が改正され、今回はそれに伴う条例の改正になります。

表を御覧ください。

現行の支給総額420千円から改正案の支給総額500千円に増額いたします。内訳といたしまして、出産育児一時金488千円と産科医療補償制度掛金分の加算金12千円です。この加算金とは、病院等の分娩機関で出産した際、生まれてきた子供が重度の脳性麻痺になった場合に、

その後の子の看護や介護のための経済的な負担、病気発症原因の分析などに係る費用を速やかに補償するという民間の保険、産科医療制度の掛金となります。掛金は出産した人が分娩費と合わせて病院に支払い、病院が保険料として損害保険会社に支払う仕組みです。

それでは、議案書36ページにお戻りください。

附則の施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行します。

経過措置としまして、条例施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第8号 広川町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（野村泰也）

日程第9. 議案第9号 広川町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第9号

広川町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が施行されたことに伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、議案第9号 広川町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、先ほど町長が申し上げましたとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布されたことに伴い、関連する条例の一部を改正するものです。

また、引用する条項番号について、「同令」の語句が漏れていましたので、併せて改正します。

41ページの新旧対照表で御説明いたします。

第3条第2項第5号中、下線を引いた4か所に「同令」の語句を追加いたします。

また、第13条第1項中、現行の下線を引いた部分、「のぞみの園が設置する施設」の次に、改正後の下線「、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設（介護保険特定施設）及び同条第25項に規定する介護保険施設」を加え、42ページになりますけど、「入所」を「入所等」に改めます。

このことにより、従来、障害福祉サービスの居住地特例の対象となっていなかった介護保険施設等が対象施設に追加され、施設所在市町村の財政的負担が軽減されることとなります。

43ページを御参照ください。

説明資料ですけど、今回の改正により、対象施設の障害福祉サービスの居住地特例が追加されます。下から3行目、養護老人ホームは広川町には該当ありませんが、次の特定施設（介護保険特定施設）は9施設、最後の介護保険施設は6施設が広川町に存在します。

なお、40ページの附則で、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第9号 広川町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第10号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第10号

広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

学校評議員制度を廃止したことに伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、子ども課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

それでは、御説明を申し上げます。

議案第10号です。

学校評議員制度とは、校長が開かれた学校づくりを推進していくため、必要に応じて学校運営に関して保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的とした制度でございます。また、学校運営協議会制度というものがございまして、こちらは保護者や地域の方々が一定の権限を持って学校運営に参画することにより目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的とした制度でございます。

前者は平成14年、後者は平成30年にそれぞれ根拠法等に基づき設置をしておりましてけれども、校長の求めに応じて個人的に意見を述べてきた学校評議員制度から、複数の構成員の合議によってその意思を決定する組織体へと発展的移行を進める文部科学省の意向なども踏まえまして、学校評議員制度を廃止しようとするもので、議案書46ページにございますけれども、別表第1から学校評議員の項目を削除しようとするものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これから議案第10号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。
原案のとおり決定することに異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第11号 広川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第11号

広川町子ども・子育て会議条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が一部改正されたことに伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、子ども課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

では、御説明を申し上げます。

議案書49ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

第1条及び第2条ともに子ども・子育て支援法の「第77条」を「第72条」に改めるものです。これは子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議について定める第72条から第76条が削られることにより、以降の条文が5条ずつ繰り上がるための改正です。

新たに第72条となる条文は、地方子ども・子育て会議の設置根拠を定めた内容となっております。

ります。

第72条から第76条、今回削られる条文につきましては、国の子ども・子育て会議の設置や権限、組織運営、資料提出の要求その他について定めたものでございますけれども、このたび国の子ども・子育て会議を廃止されまして、その機能がこども家庭審議会に引き継がれることによるものです。

なお、地方版子ども・子育て会議はそのまま残るものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第11号 広川町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第12号 広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第12号

広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）が一部改正されたことに伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、子ども課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

それでは、御説明を申し上げます。

議案書の53ページから58ページの新旧対照表にて御説明申し上げます。

まず、第4条第2項の条文を御覧いただきますと、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」と改める箇所がございます。以降、同様に「第19条第1項」という文言を削除する改正が続きます。これは子ども・子育て支援法第19条の第2項が削られまして、第1項のみの条文となるためでございます。

続きまして、54ページから55ページにかけてでございますが、第15条中、学校教育法「第25条」を「第25条第1項」と改める箇所がございます。55ページの1行目でございますが、これは学校教育法第25条に新たに第2項と第3項が新設されたことによるものです。

次に、55ページ中ほどの第26条でございますが、懲戒に係る権限の濫用禁止を定めた条文の削除です。これは児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘が以前からあったため、今回削除されたものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

内容ではないんですが、55ページのほうで第26条は削除というのがあつですね。とすれば、その下の第51条の件ですけど、何か条文が繰り上がりそうな気がするんですが、この内容をちょっと、こういうふうにならない理由を説明いただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

これにつきましては、確認をしておるんですけども、ちょっとここには出てきませんが、第何条から第何条といったところで、以降の条文につきまして多大な影響が出てくるような箇所もございまして、そういったことも理由になっておると思いますが、この第26条の削除は削除条文ということで、そのままの形で大丈夫だということですので、そのままにさせていただきます。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

第51条は第50条にならないということですね。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

さようでございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第12号 広川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩したいと思います。10分間の休憩を取ります。

午前10時31分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、会議を再開いたします。

日程第13 議案第13号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第13号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第13号

広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府令第61号）が一部改正されたことに伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、子ども課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたし

ます。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

それでは、御説明申し上げます。

議案書62ページから64ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

まず、第7条の2の新設でございます。こちらは第1項で安全計画の策定、第2項で職員に対する計画周知と研修及び訓練の実施、第3項で計画の保護者への周知、第4項で計画の定期的な見直しについて新たに定めるものです。

続きまして、第7条の3の新設で、こちらも新設ですけれども、第1項で自動車を運行する場合の所在の確認、また、第2項でバスの中での置き去り防止のための装置の設置について新たに定めるものです。

こちらは昨年発生いたしました認定こども園の送迎バスに園児が置き去りにされて亡くなったといったような痛ましい事案がございましたが、そういったものを踏まえたところでの改正となっております。

次に、63ページの第10条の改正でございます。これは家庭的保育事業所が他の社会福祉施設、例えば、児童発達支援事業所などを併設されている場合において、事業所の設備や職員を活用した社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、いわゆるインクルーシブ保育に寄与するため、併設されている社会福祉施設の設備及び職員の専従規定を緩和するものとなっております。

同じく63ページ、第13条の削除は、先ほどの条例改正と同様、懲戒に係る権限の濫用禁止を定めた条文の削除となっております。

最後に、第14条は、感染症、または食中毒の予防及び蔓延防止について必要な措置を講ずる努力義務が課されているのみだったために、職員に対し、予防や蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施する旨を追加したものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第13号 広川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第14号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第14号

広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和5年3月7日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が一部改正されたことに伴い、本条例を一部改正するものである。

内容につきましては、子ども課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

御説明申し上げます。

議案書の69ページから71ページの新旧対照表にて御説明申し上げます。

まず、第6条の2及び第6条の3の新設につきましては、先ほどの家庭的保育事業等に関する条例改正と同様、安全計画の策定等並びに自動車を運行する場合の所在の確認について新たに定めるものになります。

70ページをお開きいただきまして、第10条でございます。こちらの改正は、放課後児童支援員として従事する条件について研修の修了が必須となっておりますが、職員確保の観点などから業務従事から2年を経過する日までに修了することを予定している者を含むと改めたものになります。

次に、第12条の2は、第1項で感染症や非常災害発生に対応するための業務継続計画の策定、第2項で職員への周知と研修及び訓練の実施、第3項で計画の定期的な見直しを新たに定めるものになります。

第13条の改正につきましても、先ほどの家庭的保育事業等に関する条例改正と同様に、衛生管理等について職員に対する研修や訓練の定期的な実施を追加したものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第14号 広川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第15号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第15号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ184,832千円を減額し、予算総額を9,894,506千円とするものです。

第2条 繰越明許費の補正につきましては、予算書6ページに記載のとおり、2款1項、現庁舎及び附属建物解体工事設計・監理業務ほか11事業、総額164,406千円を新たに追加し、2款3項、戸籍情報連携業務委託料について金額の変更をお願いするものです。

第3条 債務負担行為の補正につきましては、予算書7ページに記載のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を新たに追加し、6つの債務負担行為について事項、期間及び限度額の変更をお願いするものです。

第4条 地方債の補正につきましては、予算書8ページのとおり、3. 私立保育所環境整備等支援事業を廃止し、4. 一般会計出資債ほか6事業につきまして限度額の変更をお願いするものです。

予算書2ページ、3ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 町民税は76,790千円を増額計上し、3項. 軽自動車税は821千円を減額しております。

2款5項. 森林環境譲与税は142千円、9款1項. 環境性能割交付金は3,000千円をそれぞれ減額しております。

10款2項. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は5,612千円を増額計上しております。

13款1項. 分担金は157千円、14款1項. 使用料は390千円、2項. 手数料は70千円をそれぞれ減額しております。

15款. 国庫支出金は34,606千円、16款. 県支出金は101,262千円をそれぞれ減額しております。各項の補正額につきましては、記載のとおりとなっております。

17款1項. 財産運用収入は基金利子の確定見込みにより413千円、2項. 財産売払収入は19,245千円をそれぞれ増額計上し、18款1項. 寄付金はふるさとづくり寄付金の実績見込み等により69,700千円減額しております。

19款1項. 基金繰入金は財政調整基金繰入金を23,820千円減額するなど33,943千円、21款4項. 雑入は1,201千円、22款1項. 町債は事業費の確定等により41,600千円をそれぞれ減額しております。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

今回の歳出補正予算につきましては、今年度の各種事業費の実績見込みによる減額補正が主なものとなっております。

1款1項. 議会費は2,244千円を減額しております。

2款1項. 総務管理費は基金積立金により69,382千円を増額計上し、3項. 戸籍住民基本台帳費は4,356千円、4項. 選挙費は466千円をそれぞれ減額しております。

3款1項. 社会福祉費は58,169千円、2項. 児童福祉費は38,780千円、4款1項. 保健衛生費は35,796千円、2項. 清掃費は8,641千円、5款1項. 農業費は122,540千円、2項. 林業費は924千円、6款1項. 商工費は202千円をそれぞれ減額しております。

7款. 土木費は48,938千円を減額しております。各項の補正額につきましては、記載のとおりとなっております。

8款1項. 消防費は4,462千円を減額し、9款1項. 教育総務費は学校建設基金積立金等88,937千円、2項. 小学校費は3,085千円をそれぞれ増額計上しております。

3項. 中学校費は9,516千円、5項. 社会教育費は1,734千円、6項. 保健体育費は1,468千円、11款1項. 公債費は8,000千円をそれぞれ減額しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、総務課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正になります。

追加といたしまして、表の一番上、2款1項、現庁舎及び附属建物解体工事設計・監理業務について、成果物の提出が年度内に終わらない見込みのために1,994千円の繰越しをお願いするものです。

7ページをお願いいたします。

下の表を御覧ください。

一番上の庁舎維持管理業務委託料について、全ての契約が完了したために限度額の減額を、その下の町長選挙執行業務につきましては、事項の名称を町長選挙・町議会議員補欠選挙執行業務に変更し、年度内発注予定が増加したために限度額の増額をお願いするものです。

8ページをお願いいたします。

第4表 地方債の補正でございます。

上の表、3. 私立保育所環境整備等支援事業につきましては、財源を一般財源に振り替えたことによりまして廃止をお願いするものです。

下の表、4番から16番、7つの地方債につきましては、事業費の確定見込みにより減額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入補正について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

中段辺り、2款5項1目. 森林環境譲与税、その下の9款1項1目. 環境性能割交付金は、実績見込みにより減額するものでございます。

10款2項1目. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の減免分の交付金となります。

次のページ、2段目をお願いします。

14款1項1目. 総務使用料は、行政財産使用料を減額するものでございます。

13ページをお願いします。

15款2項5目、下のほうになります、総務費国庫補助金、説明欄のデジタル基盤改革支援補助金200千円を減額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

16款3項1目. 総務費県委託金は、参議院議員通常選挙執行経費交付金の減額となります。

下段の17款1項1目. 財産貸付収入は、普通財産貸付料を1,109千円増額するものでございます。

同じく2目. 利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子を増額し、減債基金、ふるさと創生基金、公共施設整備基金の利子をそれぞれ利子確定により減額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

17款2項1目. 物品売払収入439千円の増額は、旧庁舎不要物品234点の売却収入の増額となります。

同じく4目. 有価証券売却収入は国債の売却益となっております。

下段の19款1項1目. 財政調整基金繰入金は全額を減額いたしております。

5目. 公共施設整備基金繰入金、8目. ふるさとづくり基金繰入金は、事業費の確定により減額を行うものです。

20目. 森林環境譲与税基金繰入金につきましては、庁舎建設事業に充てるため、5,383千円の増額を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

21款4項2目. 雑入のうち、年始会の中止により年始会負担金450千円の減、下から2番目の市町村職員中央研修所研修参加旅費助成金169千円の減、それから、年始会負担金の下

の光熱水費事業者負担金428千円、建物災害共済返戻金65千円、新庁舎移転負担金222千円は実績見込みによる増額となっております。

一番下の表の22款、町債につきましては、第4表の地方債補正で御説明した内容の補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

下の段になります。2款1項1目、一般管理費、説明欄の二重丸のところでございますが、職員研修費1,184千円の減、職員福利厚生費545千円の減、会計年度・再任用職員費2,165千円の減、20ページの真ん中辺りの町功労者等表彰費373千円、行政諸費520千円の減につきましては、事業費が確定するもので減額をするものでございます。

同じく2目、文書広報費の文書取扱費231千円、一番下の5目、財産管理費の土地施設管理費569千円、次のページの車両管理費820千円の減につきましても事業費の確定によるものでございます。

21ページの次のところ、基金管理費におきましては、財政調整基金積立金は今回の補正による歳入歳出差額を活用して積み立てるために増額計上するものでございます。公共施設整備基金積立金は、庁舎建設に充てるために計上していた予算全額をI期工事の支払い等の資金繰りのために一旦全額取り崩しておりましたが、財源の精査により繰入れが不要となった分を積立てさせていただくためのものになっております。その他の基金積立金の額につきましては、額が確定したことによるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

2款1項13目、情報管理費、情報化推進事業費8,515千円の減、それから、庁舎建設事業費の電算関係分5,167千円の減につきましては事業費の確定によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

下のほうの表です。2款4項2目、選挙啓発費75千円の減、参議院議員通常選挙費391千円の減、これらにつきましても事業費の確定によるものでございます。

ページ飛びまして、51ページをお願いいたします。

下の段になります。11款1項2目、利子でございます。長期償還金利子につきましては、利子支払い見込額の確定によりまして、8,000千円を減額させていただくものでございます。

52ページ以降には給与費明細書をおつけしておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

なお、職員人件費に関する各課からの説明は割愛させていただきたいので、よろしく願いいたします。

以上で総務課分の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

続きまして、子ども課関連の補正予算について御説明申し上げます。

まず、予算書6ページ、第2表 繰越明許費補正を御覧ください。

まず、第3款2項、児童福祉費のうち、保育所等給食支援事業は保育園の給食費高騰分を助成するもの、その下、出産・子育て応援交付金給付事業は町独自助成、広川町サポート給

付金として、出産に対し1人当たり50千円を支給するものです。

続いて、一番最後の行とその上の行、下2列ですけれども、9款2項及び3項、小・中学校の学校給食費助成事業は小・中学校の給食費高騰分を助成するものになります。来年度の引き続きの事業実施を見据え、繰越しをお願いするものになります。

次に、歳入です。予算書12ページをお開きください。

下段になります。15款1項1目。民生費国庫負担金のうち、1節。児童福祉費国庫負担金4,154千円の増額は過年度子どものための教育・保育給付費負担金の追加交付分で、11節。児童手当国庫負担金8,582千円の減額は児童手当の支給実績見込みによるものです。

13ページをお開きください。

15款2項1目。民生費国庫補助金のうち、4節。児童福祉費国庫補助金2,384千円の増額は、出産・子育て応援交付金給付事業に係る補助金となっております。

15款2項4目。教育費国庫補助金の1節。小中学校費国庫補助金886千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る換気等を行うための備品や手指消毒液などの消耗品購入に係る補助金でございます。

4節の幼児教育無償化給付国庫補助金2,016千円の減額は、幼稚園等施設の利用見込みによるものとなっております。

続いて、14ページの上段を御覧ください。

16款1項1目。民生費県負担金の1節。児童福祉費県負担金1,836千円の増額は過年度子どものための教育・保育給付費負担金の追加交付分で、11節。児童手当県負担金2,027千円の減額は児童手当の支給に係る実績見込みによるものとなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、16款2項6目。教育費県補助金638千円の減額は、幼稚園等施設の利用見込みによる減額と学習指導員等の配置に係る補助金の上限額が上がったことにより増額となっております。

16ページ下段を御覧ください。

17款1項2目。利子及び配当金のうち子ども課分は、説明欄の上から3つ目、鶴寿奨学会基金の利子確定により11千円の減額となっております。

17ページをお願いいたします。中段になります。

18款1項6目。教育費寄付金の1節。学校教育費寄付金は、200千円の寄付をいただいたことによる増額となっております。

続きまして、歳出でございます。

少し飛びまして、予算書30ページをお願いいたします。

説明欄を併せて御覧いただきたいと思いますが、まず、3款2項1目でございます。児童福祉費総務費の説明欄、子ども家庭総合支援拠点事業1,000千円、1つ飛びまして、放課後児童健全育成事業費259千円、児童手当措置事務費4千円の増額は、令和3年度実績に伴い、国や県へ支出金超過分を精算返納するものになります。

戻りまして、特別保育事業費の5,403千円の増額は、障害児保育の対象児童が増えたことによる補助金の増額と令和3年度の子ども・子育て支援交付金の確定による国庫支出金及び保育対策総合支援事業費補助金の確定による県支出金の精算返納によるものです。

子育て世代包括支援センター事業1,525千円の増額は、産婦健康診査扶助費の実績による

減額及び令和3年度の母子保健衛生費国庫補助金の確定による精算返納によるものです。

保育所等給食支援事業3,756千円の増額は、保育園の給食費高騰分を次年度へ繰り越して保育園へ助成するものになります。

31ページをお願いいたします。

引き続き説明欄ですけれども、出産・子育て応援交付金給付事業の9,576千円の増額は、当事業を担う職員の時間外勤務手当やシステム構築に係る電算処理委託料及び町独自助成、広川町サポート給付金です。サポート給付金につきましては、次年度へ繰り越し、支給をさせていただきたいと考えております。

3款2項2目．児童措置費のうち、児童手当措置費11,435千円の減額は児童手当の支給見込みによるものです。

子どものための教育・保育給付費49,920千円の減額は、私立保育所委託費等の実績見込みによる減額と子どものための教育・保育給付費負担金の過年度分確定に伴う精算返納による増額です。

子育てのための施設等利用給付事業1,052千円の増額は、無償化となる認可外施設等利用対象非課税世帯が増えたことによるものと令和3年度の子育てのための施設等利用費国庫負担金及び県負担金確定に伴います精算返納によるものです。

続いて、32ページになります。

4款1項1目．保健衛生総務費のうち子ども課分は、説明欄の上から2つ目、母子保健事業費6,083千円の減額です。これは妊婦健康診査委託料と妊婦健康診査扶助費及び新生児聴覚検査扶助費の実績見込みによるものです。

次に、少し飛びまして、45ページをお願いいたします。

9款1項2目．事務局費のうち、説明欄上から2つ目ですけれども、教育相談事業費500千円の減額は、スクールカウンセラー利用時数の見込みによるものです。

育英事業費11千円の減額は、図書購入費の充当元である鶴寿奨学会基金の利息確定によるものです。

幼児教育無償化給付事業4,098千円の減額は、施設等利用給付費の支給見込みによるものと及び令和3年度子育てのための施設等利用給付交付金額確定に伴います国及び県支出金の精算返納によるものです。

9款1項3目．義務教育振興費、説明欄、義務教育振興費はコロナ禍による補助事業見直しのため小・中学校教育研究会補助金266千円を、続いて、地域ぐるみで誇りあるふるさとを教え伝える人材育成事業はコロナ禍による事業中止のため車借上料400千円を、きめ細やかな教育環境整備事業はスクールソーシャルワーカーの退職などにより報酬や職員手当等2,492千円を、続いて、46ページの公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業は備品購入費の入札残などによる不用分3,225千円をそれぞれ減額するものになります。

46ページになります。

9款2項1目ですが、学校管理費、説明欄上から2つ目、小学校保健体育事業費は教職員の健診受診実績により手数料190千円を減額するものです。

小学校給食費5,868千円の増額は、小学校給食費高騰分を次年度へ繰り越して助成を行うものになります。

47ページを御覧いただきたいと思いますけれども、新型コロナウイルス感染拡大対策費

(小学校)につきましては、消耗品費の支出見込みによりまして500千円を減額するものになります。

9款2項2目、教育振興費、説明欄、小学校教育振興費は、寄付によりまして3小学校に50千円ずつの図書購入費を増額し、また、通学費補助金を実績見込みによりまして252千円減額するものです。

小学校就学支援事業費1,500千円の減額は、就学援助費の支給見込みによるものです。

9款3項1目、学校管理費、説明欄2つ目の中学校保健体育事業費は、教職員の健診受診実績により健診手数料250千円を減額するものです。

48ページに移りまして、中学校給食費3,154千円の増額は、中学校給食費高騰分を次年度に繰り越して助成を行うものになります。

新型コロナウイルス感染拡大対策費(中学校)は、消耗品費を支出見込みにより100千円、修学旅行のバス借上げやキャンセル料に係る補助金を利用実績によりまして5,832千円、それぞれ減額するものになります。

9款3項2目、教育振興費、説明欄、中学校教育振興費は寄付により50千円の図書購入費を増額するもの、また、中学校就学支援事業費は就学援助費の支給見込みによりまして1,000千円を減額するものです。

長くなりましたが、以上で子ども課関連の補正予算説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(野村泰也)

産業課長。

○産業課長(井上新五)

産業課、一般会計補正予算について説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正です。

4行目からになります。5款1項、園芸農業等総合対策事業につきましては、導入機器の機材納入遅延の状況により年度内事業完了が見込めないため、事業費の一部を次年度に繰り越し、下段の肥料高騰緊急対策支援事業につきましては、事業対象が令和4年秋肥及び令和5年春肥が対象となり、一括申請、交付により事業者の負担軽減を行うため、令和4年度の予算全額を繰り越し、次年度、事業実施するものとなります。

次の6款1項、プレミアム商品券発行事業につきましては、プレミアム商品券の発行補助金に対し、地方創生臨時交付金分を次年度に繰り越し、事業実施するものとなります。

予算書7ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正です。

変更欄の4行目となります。広川町農業振興地域整備計画策定業務につきましては、令和4年度中の予算執行が発生しないため、事業予算の執行年度を変更するものとなります。

続きまして、歳入補正予算について説明いたします。

予算書12ページ上段をお願いいたします。

13款1項2目、農林水産業費分担金につきましては、農業土木工事に係る事業取下げにより減額をしております。

予算書15ページ中段をお願いいたします。

16款2項4目．農林水産業費県補助金につきましては、主なものとして、多面的機能支払交付金、園芸農業等総合対策事業補助金、新規就農者に対する農業次世代人材投資事業費補助金など、今年度の補助金の額が確定した事業について減額補正をしております。

畜産振興総合対策事業補助金につきましては、施設、機械導入に対する福岡県追加採択により1,561千円を増額しております。

続きまして、16ページ中段をお願いいたします。

17款1項2目．利子及び配当金の7行目、森林環境譲与税基金利子につきましては、利子額確定により減額するものとなります。

歳入補正予算については以上となります。

続きまして、歳出補正予算について説明いたします。

予算書22ページ中段をお願いいたします。

2款1項6目．企画費、地域おこし協力隊事業につきましては、補助的会計年度任用職員の都合による退職や新規隊員の採用ができなかったことなどにより不用額を減額するものとなります。

予算書35ページ上段をお願いいたします。

5款1項3目．農業振興費につきましては、各事業費の確定及び見込み等により不用額の減額、4目．畜産業費、畜産振興総合対策事業につきましては、福岡県追加採択により1,561千円を増額補正となります。

循環型農業等原油高騰対策支援事業につきましては、9月の補正予算成立後に町補助金の相当額が国が実施する肥料高騰緊急対策支援事業費からの減額対象となることが確認されたため、事業を見送ったことによる減額となります。

次の5目．農地費につきましては、事業交付決定及び事業費見込み等により不用額の減額補正、5款2項．林業費につきましても、事業費、基金積立額の確定による減額補正をお願いするものです。

6款1項2目．商工振興費、商工会育成事業費につきましては、プレミアム商品券発行補助助分となり、地方創生臨時交付金を活用した次年度繰越事業として増額計上しております。

また、各事業については、事業費の確定及び見込み等により減額、次ページの上段、4目の観光費につきましても、事業不用額の減額を行うものとなります。

以上で産業課分の補正予算について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正の中段、7款2項．道路橋梁費、狭あい道路整備等促進事業の41,232千円は、町道の柿畑線及び山仁田線の工事費と南琵琶南北線及び林ノ元線の委託料の繰越し、その下段、防災・安全交付金事業の49,900千円は用地買収に係る繰越し、その下段、道路メンテナンス事業の12,272千円は久泉増永線の橋梁補修工事及び橋梁点検に係る繰越し、その下段、7款4項．都市計画費で公園整備事業の3,215千円は公園街路灯の改修工事の繰越しとなっております。これらは主に用地買収及び工事調整等に時間を要したことから次年

度へ繰り越すものです。

続いて、歳入について説明いたします。

予算書12ページをお願いいたします。

14款2項5目．土木手数料の70千円の減額は、屋外広告物許可申請手数料の額の確定によるものです。

13ページをお願いいたします。

中段、15款2項3目．土木費国庫補助金の1,271千円の減額は、社会資本整備総合交付金の額の確定によるものです。

次に、15ページ下段をお願いいたします。

16款2項8目．土木費県補助金の344千円の減額は、福岡県木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金及び福岡県ブロック塀等撤去促進事業補助金の事業額の確定によるものです。

16ページになります。

16款3項5目．土木費県委託金の54千円の増額は、建築確認県委託金、土地対策費県委託金及び都市計画費県委託金の額の確定によるものです。

17ページをお願いいたします。

17款2項2目．不動産売払収入の16,973千円の増額は、法定外公共物払下げの申請が見込みを上回ったことによる補正となっております。

次に、歳出について説明いたします。

予算書23ページをお願いいたします。

2款1項10目．土地対策費の6千円の減額は、県委託金の額の確定によるものです。

飛びまして、40ページをお願いいたします。

7款1項1目．土木総務費の3,902千円の減額は、土木管理費、木造戸建住宅耐震改修支援事業、老朽危険家屋等除却促進事業及びブロック塀等撤去促進事業のそれぞれの減額で、事業費の額の確定によるものです。

41ページになります。

7款2項1目．道路橋梁総務費のうち道路管理費の62千円の増額は、昨年12月に和解した草刈り業務に係る損害賠償請求事件の弁護士費用の精算金です。

その下段、7款2項3目．道路新設改良費の39,137千円の減額は、公共施設等適正管理推進事業（舗装長寿命化）になりますが、それと、狭あい道路整備等促進事業費、道路メンテナンス事業で、事業費の確定によるものです。

同じく防災・安全交付金事業は、補償費から工事費へ予算組替えを行っております。

42ページ下段をお願いします。

7款3項1目．河川費の河川維持管理事業費について、委託料及び公有財産購入費から工事費へ予算組替えを行っております。

43ページをお願いいたします。

7款4項1目．都市計画費の40千円の減額は、都市計画審議会の確定による報酬額の減額です。

下段の7款4項2目．公園費の公園整備事業費については、委託料から工事費へ組替えを行っております。

建設課分の補正は以上となっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、住民課関連の一般会計補正予算について御説明いたします。

まず、6ページ、第2表 繰越明許費補正を御覧ください。

下段の2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費の戸籍情報連携業務委託料につきまして、ハードウェア費用4千円を増額した4,521千円の補正をお願いするものです。

7ページをお願いします。

第3表 債務負担行為補正のうち、一番最初の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業3,094千円の追加につきましては、令和5年度も公費による接種を継続するに当たり、当面6月末までに必要となる各種委託料、システム利用料等を追加するものです。

次に、歳入です。12ページを御覧ください。

15款1項1目5節、国民健康保険基盤安定国庫負担金211千円と2目1節、保健衛生費国庫負担金、合計656千円の減額は交付決定によるものです。

次に、13ページです。

15款2項2目1節、保健衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金9,155千円と、下から3行目の5目1節、総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金3,743千円の減額、一番下の戸籍法改正に伴う戸籍システム改修費補助金4千円を増額は、それぞれの実績見込みによるものです。

次に、14ページです。

16款1項1目4節、国民健康保険基盤安定県負担金2,082千円を増額と5節、後期高齢者医療基盤安定県負担金3,704千円、2目1節、保健衛生費県負担金、未熟児養育医療費県負担金の352千円の減額は交付決定によるものです。

16款2項2目2節、3節、15ページ最初の4節にかけての、子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療費補助金の減額、または増額の補正は、それぞれ今年度の医療費補助金、事務費県補助金の交付決定と過年度分精算によるものです。

18ページをお願いいたします。

21款4項2目8節、雑入のうち、一番最初の行の後期高齢者医療制度長寿健康増進事業補助金615千円の減額は実績によるものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。24ページを御覧ください。

2款3項1目のうち戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの増に伴い、コンビニ交付の利用が増加したことによる手数料及び利用料の増額、住基ネットシステム保守委託料の減額、戸籍関連の協議会負担金の減額などにより合計613千円の減額です。

25ページをお願いします。

個人番号カード関連事業費の3,743千円の減額は、12月議会で議決いただいております1月から2月初旬のマイナンバーカード申請に係る報償品について、マイナポイント対象となるカード申請期限が2月末まで延長されたため、商品券交付事業を中止しましたことにより、一部流用した額を除き減額補正するものです。

次に、28ページをお願いします。

3款1項4目．重度障害者医療対策費5,000千円の減額は今年度実績によるものです。

29ページをお願いします。

6目．国民健康保険特別会計繰出金、8目．後期高齢者医療費の繰出金については、県や広域連合の算定等により増額、または減額するものです。

32ページをお願いします。

4款1項1目．保健衛生総務費の公立八女総合病院企業団負担金1,522千円の減額は負担金の確定によるものです。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業9,112千円の減額は、年度内に集団接種を行う見込みがないために減額するものと、33ページ、説明欄の3段目、予防接種健康被害給付費負担金が決定したことによる補正です。

4款1項2目．予防費の予防接種事業費3,200千円の減は、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンの予防接種費用助成について、支出見込みにより不用額を減額するものです。

健康づくり推進事業費の22節．償還金、利子及び割引料、国庫支出金精算返納金87千円は、概算払いで交付を受けていた過年度分の補助金の精算になります。

以上で住民課関連の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

環境課の補正予算について説明いたします。

予算書7ページ中段をお願いいたします。

第3表 債務負担行為の補正ですが、令和5年度納品分の広川町指定ごみ袋購入契約額の確定による限度額の変更をお願いするものでございます。

それでは、歳入の説明に移らせていただきます。

予算書13ページ中段をお願いいたします。

15款2項2目．衛生費国庫補助金の浄化槽設置整備事業国庫補助金1,478千円の減額は、本年度、年度間調整額の確定に伴う不用額でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

16款2項3目．衛生費県補助金の浄化槽設置整備事業県補助金4,949千円の減額は、補助事業費の確定に伴う不用額でございます。

次に、16ページ中段をお願いいたします。

17款1項2目．利子及び配当金の広川町最終処分場対策基金利子20千円の減額は、利子確定に伴う不用額でございます。

続きまして、歳出です。

予算書33ページの中段をお願いいたします。

中段の4款1項3目．環境衛生費、説明欄の衛生班長会費の319千円の減額につきましては、コロナ蔓延防止対応に伴う衛生班長会総会並びに研修会の未実施によるものでございます。

同じく説明欄の浄化槽設置事業費13,766千円の減額につきましては、補助事業費の確定に伴う不用額でございます。

次に、予算書34ページをお願いいたします。

4款1項6目。水道事業費、説明欄の水道事業費881千円の減額につきましては、事業費確定に伴う不用額でございます。

次に、定住促進事業1,000千円の減額につきましても、申請確定に伴う不用額でございます。

次に、4款2項1目。清掃総務費、説明欄の広川町最終処分場地元対策基金積立金の21千円の減額につきましては、基金積立金の利子額確定によるものでございます。

同じく3目。し尿処理費、説明欄の八女中部衛生施設事務組合負担金8,620千円の減額につきましては、事業費確定に伴う不用額でございます。

最後に、予算書43ページを御覧ください。

7款5項1目。公共下水道事業費、説明欄、下水道事業会計繰出金4,571千円の減額につきましては、人件費及び公債費の確定に伴う一般会計から下水道事業会計への繰入れの不用額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

それでは続きまして、生涯学習課関連の補正予算について説明をいたします。

まず、予算書7ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正の5段目、小中学校便所洋式化工事設計監理委託料につきましては、設計委託の契約締結により限度額の減額をお願いするものでございます。

6段目、公共施設予約システム利用料につきましては、利用料を既存システムと一本化することにより、期間の変更と限度額の減額をお願いするものでございます。

次に、歳入予算についてです。

16ページの下段をお願いいたします。

17款1項2目。利子及び配当金のうち、学校建設基金利子につきましては、利子見込みによる71千円の減額となっております。

予算書17ページ中段をお願いいたします。

18款1項6目。教育費寄付金のうち社会教育費寄付金につきましては、寄付の受入れによる100千円の増額となっております。

次に、歳出について説明をいたします。

予算書22ページをお願いいたします。

2款1項6目。企画費のうち、説明欄中段、国際理解教育事業の225千円の減額につきましては、事業の一部中止によるものでございます。

続いて、予算書27ページをお願いいたします。

27ページ中段、3款1項2目。人権・同和対策振興費のうち、説明欄、人権・同和対策諸費の599千円の減額につきましては、研修等の一部中止による旅費の減額と駐車場舗装工事の事業完了による減額となっております。

飛びまして、予算書45ページをお願いいたします。

上段、9款1項2目。事務局費につきましては、今後の学校の大規模改修等に備え、新たに99,929千円の基金積立金をお願いするものでございます。

続いて、46ページ下段をお願いいたします。

2項1目．学校管理費のうち小学校施設管理費につきましては、電気料高騰に伴う小学校の光熱水費1,145千円の増額と給食室空調設置工事の事業完了により1,636千円の減額をお願いするものです。

予算書47ページ下段をお願いいたします。

3項1目．学校管理費のうち、説明欄、中学校施設管理費につきましては、電気料金の高騰に伴う光熱水費100千円の増額と給食室空調設置工事の事業完了により5,638千円の減額をお願いするものです。

予算書49ページ上段をお願いいたします。

5項1目．社会教育総務費につきましては、青少年育成団体等の事業中止による補助金の不用額、公共施設予約システム改修委託料の額の確定及び成人式の事業完了による832千円の減額となっています。

続いて、2目．公民館費につきましては、分館長会の視察研修等、事業中止による324千円の減額となっています。

49ページ下段から50ページ上段にかけて、3目．人権・同和教育費につきましては、研修等の一部中止や教育集会所改修工事の事業完了による678千円の減額となっています。

7目．図書館費につきましては、寄付の受入れに伴い、図書購入費を100千円増額するものでございます。

50ページ下段から51ページ上段にかけてです。6項1目．保健体育総務費につきましては、県民体育大会や町民体育大会など事業中止による不用額1,468千円の減額を行うものです。

生涯学習課の補正予算については以上となります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

それでは、税務会計課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書11ページ上段をお願いいたします。

歳入の補正です。

1款1項1目．個人について、現年課税分のうち個人均等割を552千円の増額、個人所得割について81,887千円を増額補正し、809,178千円とするものです。当初予算では、令和3年度の収入実績とコロナ禍による影響を鑑み、対前年予算比0.4%増額で計上しておりましたが、申告書や給与支払報告書などの所得データ、各自治体との扶養控除の突合や税務署の課税資料により賦課、収納した実績により補正するものです。

次に、2目．法人につきましては、現年課税分の法人税割を5,649千円減額し、170,734千円とするものです。当初予算では、令和3年度の収納実績とコロナ禍からの回復を見込み、対前年予算比65.5%の増額を見込んでおりましたが、1月末までの事業所の申告状況から減額補正するものです。

次に、1款3項．軽自動車税の2目．環境性能割です。1月末までの申告分から算出した実績見込みにより821千円を減額し、3,602千円とするものです。

以上で税務会計課分の補正予算の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

福祉課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の12ページを御覧ください。

歳入について御説明いたします。

15款1項1目．民生費国庫負担金、10節．社会福祉費国庫負担金8,000千円の増額につきましては、自立支援給付費の歳出額の増に伴い、補助率2分の1を増額計上するものです。

予算書は13ページをお願いします。

15款2項1目．民生費国庫補助金、1節．社会福祉費国庫補助金、説明欄の5行目、地域生活支援事業費国庫補助金4,124千円の増額につきましては、事業費に対する補助金の追加交付によるものです。

次に、予算書は14ページをお願いします。

16款1項1目．民生費県負担金、7節．社会福祉費県負担金4,021千円の増額につきましては、民生委員推薦会県負担金の計上、また、自立支援給付費の歳出額の増に伴い、県補助率4分の1を増額計上するものです。

次に、16款2項2目．民生費県補助金、1節．社会福祉費県補助金2,062千円の増額につきましては、国庫補助と同じく、地域生活支援事業費県補助金の追加交付分となります。

予算書は16ページをお願いします。

17款1項2目．利子及び配当金、説明欄の5行目、地域振興基金利子17千円の減額は額の確定によるものです。

次に、予算書は17ページの下段をお願いします。

19款1項6目．地域振興基金繰入金17千円の増額につきましては、先ほどの利子の減額に伴うものです。

予算書は18ページをお願いします。

21款4項2目．雑入、説明欄の生活管理指導員派遣事業個人負担金28千円及び外出支援サービス個人負担金175千円の減額につきましては、実績見込み及びコロナによる利用定員の制限によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

予算書の26ページをお願いします。

3款1項1目．社会福祉総務費、説明欄にあります民生委員会費164千円の減額につきましては、コロナの影響により中止となった研修旅費を減額するものです。

次に、障害者福祉費16,000千円の増額につきましては、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、自立支援給付費の増額をお願いするものです。

予算書は27ページをお願いします。

3款1項3目．老人福祉費、説明欄の包括的支援事業費451千円の減額につきましては、新庁舎へのシステム移設に伴う委託料の額の確定によるものです。

次に、長寿・健康事業790千円の減額につきましては、コロナによる利用定員の制限に伴い、委託料を減額するものです。

予算書は28ページをお願いします。

高齢者福祉事業費100千円の減額につきましては、生活管理指導員派遣事業の実績見込み

によるものです。

次に、地域支援事業費504千円の減額につきましては、家族介護用品給付費の実績見込みによるものです。

次に、生活支援体制整備事業699千円の減額は、協議会の見直しに伴う報償費の減及び地域サロン等への補助金の実績見込みによるものです。

次に、介護保険事業費26,889千円の減額につきましては、福岡県介護保険広域連合負担金の額の確定によるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（丸山英明）

それでは最後に、企画課のほうを説明させていただきます。

それでは、予算書13ページをお願いいたします。

歳入です。

15款2項1目、民生費国庫補助金のうち、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金、下段の事務費補助金、それから、その次の価格高騰緊急支援給付事業費補助金及びその事務費補助金でございますが、上段は非課税世帯への1世帯100千円の給付、次の分は1世帯50千円の給付ですけれども、いずれも実績見込みによる補正でございます。

続いて、5目、総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,163千円の増額につきましては、各課で事業繰越しを、先ほど説明いたしました交付金充当事業の増額によるものでございます。

続いて、14ページの下段をお願いいたします。

16款2項1目、総務費県補助金のうち、地方創生推進交付金の減額は移住推進交付金の確定によるものでございます。

続いて、16ページ下段になります。

17款1項2目、利子及び配当金のうち、ふるさとづくり基金利子、広川町災害対策基金利子の減額は利子の確定によるものです。

続いて、17ページ中段になります。

18款1項5目、総務費寄付金は、ふるさとづくり寄付金の今年度実績見込みにより70,000千円を減額しております。

次は18ページをお願いいたします。

21款4項2目、雑入のうち、新市町村振興宝くじ交付金は増額、救急業務支弁金の減額につきましては交付額の確定によるものです。それから、自動販売機取扱い手数料の増額は収入見込みによる増額補正をしております。

続いて、歳出の説明をいたします。歳出については、主に事業の実績、実績見込みによる精算減額補正となっております。

それでは、20ページです。

2款1項1目、一般管理費のうち、行政区運営支援費はコロナ禍におきまして事業を見送ったもの、それから、防犯対策費は各行政区から要望のありました街灯設置が数基、設置を見送られたための減額となっております。

21ページをお願いします。

6目、企画費のうち、ふるさと納税事業費は寄付額の見込みにより贈呈品に係る経費、基金積立金の減額を行っております。

続いて、22ページです。

地域コミュニティ推進事業費、協働推進事業、それから、住宅取得支援事業及び広川町地方創生移住支援金交付事業につきましては、補助交付金の確定、確定見込みによるものでございます。

続いて、23ページをお願いいたします。

地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業は、事業の実績見込みによるものでございます。

それから、26ページをお願いいたします。

3款1項1目、社会福祉総務費のうち、コロナ禍、物価高騰等の住民支援として実施してきました緊急生活支援商品券給付事業、住民税非課税世帯等への臨時特別給付事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業につきましては、給付の実績見込みによるものです。

最後は43ページをお願いいたします。

8款1項1目、常備消防費は、救急支弁金と連動した八女地区消防組合特別負担金の減額となります。

2目、非常備消防費は、消防団運営事業費の精算によるものです。

3目、消防施設費は委託料の確定による減額、5目、災害対策費は基金積立金の確定による増額となっております。

6目、防災費は負担金の額の確定による減額となります。

以上が企画課の補正予算です。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

ただいま説明が終わりましたところで、暫時休憩をしたいと思います。

午前11時56分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

竹下議員より、午後の会議の欠席届がっております。

説明が終わりましたので、質疑を行います。質問のある方の挙手を願います。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

2点ほどお伺いします。

まず1点目が、32ページのところですが、説明で集団接種を実施しなかったというふうな説明があったかと思うんですが、対策、要するに予防接種のほうが進んだからもう集団接種は必要なかったのか、お伺いします。

それから、あと1点は全体的なことなんですが、説明の中でコロナ感染症等により事業を中止したというような説明が随分出てきたかと思うんですが、財政当局として、3月議会にこういう形で今後ずっと予算を落としていくのか、前は事業が未実施というふうになった

場合には直近の定例会等で減額予算等は計上されてあったと思うんですが、今後もうこういう形を取られるのか、お伺いします。

以上です。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

コロナワクチンの接種体制につきまして、当初予算のときには感染状況や接種体制がどうなるか分からないので、集団接種を行う場合の費用をある程度予算化していたんですけども、始まった当初から医師会と協議をしまして、それぞれの医療機関で接種をお願いしておりますので、最終的には今年度集団接種をする見込みがないということで、今回の補正予算で減額をさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

2つ目の質問についてお答えいたします。

今の御指摘がありましたとおり、補正予算につきましては、原則的には事業が終わって不用が確定した次の議会なりで減額をしていく方針は変えていることはございません。今回、少し精算の分が多くなってきておりますが、方向性としては不用になった時点の次の定例会等で減額をしていくという方向は変わってございませんので、その方針でいきたいと思っております。

以上になります。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

総務課関連についてお尋ねします。

まず、歳入の部分で財産貸付料の増額となっておりますけど、これの詳細について伺いたいのが1つ、それと、歳出の部分で燃料費の減が出ていましたけど、これに関しては、逆に燃料費というのは増になるかと心配していた部分ですけども、これは当初予算のほうを高め読んでいたのか、あるいは何かきちんとした取組があったのかといったような要因を伺いたいと思いますが、お願いします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

まず、1点目の財産貸付料の増額でございます。こちらにつきましては、町で保有してあります普通財産の土地の貸付料が増えたものでございます。通年といいますか、複数年度で貸しておる土地もございしますが、今回増えた要因といたしましては、公共工事等でその期間だけ土地を貸してほしいというような申入れが多かったことによって、1,000千円程度増えているものでございます。

それと、もう一点の光熱費の関係でございますが、今年度につきましては新庁舎への移転

等がございまして、光熱費を少し過剰に見込んでいたものでございます。議員御指摘のとおり、電気代等につきましてはかなり単価が上がってきているところでございますので、取組といたしましては、節電への取組はこれまでもやってきておりますが、新庁舎になっても引き続きやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第15号 令和4年度広川町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第16号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第16号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から100,492千円を減額し、予算総額を2,579,711千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 国民健康保険税は2,937千円、6款1項. 県負担金は普通交付金等102,747千円、10款2項. 基金繰入金は1,553千円、12款2項. 預金利子は20千円をそれぞれ減額し、10款1項. 他会計繰入金は保険基盤安定繰入金等6,765千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は28千円を増額計上し、2款1項. 療養諸費は実績見込みにより療

養給付費負担金を1億円、6款1項。保健事業費は脳ドック委託料を500千円、7款1項。基金積立金は20千円をそれぞれ減額しております。

なお、6款2項。特定健康診査等事業費において財源組替えを行っております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

6ページに保険者努力支援制度交付金というので2,146千円の減額ですけど、これはどういう内容のものでしょうか。減額の理由が分かれば、それも併せてお願いします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

すみません、ここで詳細ある——いろんな項目がありますので、どういった内容でというのはちょっと申し上げられないんですけども、実績見込みによる交付金の決定予定額で減額させていただいております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

後でいいので、詳細を教えてください。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第16号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第17号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に

ついてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第17号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から3,982千円を減額し、予算総額を306,127千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 後期高齢者医療保険料は実績見込みにより84千円を増額計上し、4款1項. 一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金を4,066千円減額しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金は実績見込みにより3,981千円、10款1項. 予備費は1千円をそれぞれ減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第17号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第18号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第18号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）について御説明申

上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に238千円を追加し、予算総額を35,404千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

2款3項. 県委託金は、広川防災ダム管理県委託金238千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は財源組替えを行い、10款1項. 予備費を238千円増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第18号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（野村泰也）

日程第19. 議案第19号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第19号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を909千円、収益的支出を2,095千円減額、資本的収入を2,300千円増額、資本的支出を718千円減額いたしまして、予算総額を402,605千円とするものであります。

資本的収支では67,336千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金をもって補

填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的収入の受取利息につきましては、下水道事業会計への貸付金が不用になったことによる739千円の減額、他会計補助金につきましては、人件費の補正により170千円減額するものです。

収益的支出の配水及び給水費につきましては、修繕費等の不用見込みによる355千円の減額、総係費につきましては、人件費等の補正により1,740千円減額するものです。

続きまして、予算書3ページをお願いします。

資本的収入の加入金につきましては、共同住宅の建築や分譲地造成等による2,300千円の増額、資本的支出の総係費につきましては、人件費等の補正により718千円減額するものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第19号 令和4年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（野村泰也）

日程第20. 議案第20号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第20号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を4,444千円減額、収益的支出を334千円増額し、続けて2ページになりますが、資本的収入を7,949千円、資本的支出を15,347千円減額し、予算総額617,128千円とするものであります。

資本的収支では98,119千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって

補填するものでございます。

予算書3ページをお願いします。

収益的収入の他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金について、公債費及び人件費の補正による4,521千円の減額、過年度損益修正益につきましては、決算に基づき企業会計処理が必要になったことにより77千円増額するものです。

予算書4ページをお願いします。

収益的支出の管渠費につきましては、修繕費等の不用見込みによる1,300千円、支払利息につきましては、水道事業会計からの借入れが不用になったことによる1,179千円の減額、過年度損益修正損につきましては、収入と同様、企業会計の決算処理が必要となったため、2,813千円増額するものです。

予算書5ページをお願いします。

資本的収入の受益者負担金につきましては、昨年度工事が完了したエリアの供用開始に伴い5,951千円の増額、建設改良債につきましては、流域下水道の事業費確定により13,900千円減額するものです。

予算書6ページをお願いします。

資本的支出の管路建設費につきましては、事業費の確定により500千円、総係費につきましては、人件費の補正により680千円、流域下水道建設負担金につきましては、流域下水道建設事業の減少により14,167千円減額するものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第20号 令和4年度広川町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月13日午前9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午後1時20分 散会